明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府令・省令〕

○口座管理機関に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・法務・財務一）　二

〔省　令〕

○農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産四五）　二

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委三三）　三

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件（同三四）　三

○除籍が滅失した件（法務三三六、三三七）　三

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（同三三八）　三

○日本国に帰化を許可する件（同三三九）　三

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録認定機関を登録した件（農林水産九五九）　四

○保安林の指定をする件（同九六〇～九六六）　四

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認をした件（農林水産・環境四）　五

○計量法第百三十四条第一項の規定に基づき特定標準器を指定した件（経済産業二三八）　五

○計量法第百三十四条第三項の規定に基づき特定標準器の指定を取り消した件（同二三九）　六

○計量法第百三十五条第一項の規定に基づき指定校正機関を指定した件（同二四〇）　六

○計量法第百三十五条第二項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の告示（同二四一）　七

○計量法第百三十五条第二項の規定に基づき平成十九年経済産業省告示第二百十二号の一部を改正する件（同二四二）　七

○計量法第百三十五条第二項の規定に基づき平成二十年経済産業省告示第五号の一部を改正する件（同二四三）　八

○原動機付自転車の型式を認定した件（国土交通七三九～七四一）　八

○指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加した件（同七四二～七四五）　八

○自動車の型式についての指定を取り消した件（同七四六～七五二）　八

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関を登録した件（近畿地方整備局一一〇）　九

○都市公園の供用を開始する件（四国地方整備局七九）　一〇

○道路に関する件（北海道開発局八一、八二）　一〇

〔国会事項〕　一二

〔人事異動〕

内閣　公害等調整委員会　外務省　気象庁　運輸安全委員会　一二

〔官庁報告〕

国家試験

採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一二

〔資　料〕

閣議決定等事項　一三

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、司法書士・土地家屋調査士懲戒処分、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人関係　一三

裁判所

意思表示の公示送達、相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

地方公共団体

教育職員免許状失効関係

会社その他